

岩手中部水道企業団条件付一般競争入札施行要領

平成31年 3 月 18 日

このことについて、下記のとおり定め、平成31年 6 月 1 日以降に行われる公告から適用します。

記

(趣旨)

第 1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事・業務委託等（以下「工事等」という。）の入札にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札を行うことについて、岩手中部水道企業団契約規程（平成26年岩手中部水道企業団訓令第11号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、参加資格をあらかじめ公告して参加希望者から参加申請書の提出を受け、入札後に落札候補者に対し資格審査を行い、落札者を決定する方式をいう。

(対象工事等)

第 3 条件付一般競争入札の対象となる工事等は次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 建設工事 | 設計額130万円を超えるもの |
| (2) 業務委託 | 設計額 50万円を超えるもの |
| (3) 物品等の購入 | 設計額 80万円を超えるもの |
| (4) 物品等の借入れ | 設計額 40万円を超えるもの |
| (5) その他企業長が認めたもの | |

2 前項の規定にかかわらず、企業長が条件付一般競争入札に適さないと認める工事等は条件付一般競争入札の対象としないことができる。

(入札参加資格)

第 4 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、岩手中部水道企業団建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成26年岩手中部水道企業団告示第 1 号。以下「要綱」という。）第 3 条に規定する資格基準を満たしていることのほか、次に掲げる要件をすべて満たしているものでなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 要綱第 7 条に規定する台帳に登載された者又は、測量・建設コンサルタント及び物品・役務の提供の入札参加資格審査申請書を提出し、対象業務（業種）に登載されている者であること。

- (3) 岩手中部水道企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準（平成26年岩手中部水道企業団告示第9号）に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
 - (5) 対象工事の現場に建設業法に定める技術者、現場代理人及びその他各種法令等に規定する必要な人員を配置できること。
- 2 前項に掲げるもののほか必要な入札参加資格は、その都度企業長が定める。
 - 3 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）が開札までに入札参加資格を満たさないこととなった場合は、当該入札に参加できないものとする。

（入札の公告）

第5 企業長は、対象工事等について、規程第3条の規定に基づき岩手中部水道企業団条件付一般競争入札公告（様式第1号。以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

- 2 公告は、企業団公式ホームページ及び企業長が適当と認める媒体に掲載するとともに、契約担当においても縦覧に供する。

（設計図書の縦覧等）

第6 入札参加希望者は、対象工事等の仕様書、図書及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を公告で指定する期間において縦覧するものとする。

（入札の参加申請）

第7 入札参加希望者は、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「参加申請書」という。）を公告に定める期間内に企業長に提出しなければならない。

- 2 一定の資本関係又は人的関係がある複数の者は、同一の入札に重複して参加申請書を提出することはできない。これらの複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。
- 3 企業長は、参加申請書を提出した入札参加希望者の等級別区分、所在地、指名停止措置等の有無等の基本的な確認を行い、入札参加資格がないと認めるときは、受理しないものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第8 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、提出期限までに質問書（様式第3号）で企業長に申し出ることができる。

- 2 前項の質問書に対する回答は、公告に明示する期間中、回答書（様式第4号）を企

業団公式ホームページに掲載するものとする。

(入札の執行)

第9 初度の入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、2回を限度とし再度入札を行うものとする。ただし、再度の入札を行っても落札しない場合は、入札は不調とする。

2 再度の入札に参加できる者又は再度の入札の応札者が2者に満たず競争性が失われると認められる場合は不調とする。

(入札書等の提出方法)

第10 入札参加希望者は、公告で指定する日時及び場所に、入札書(様式第5号)及び工事費内訳書(様式第6号)を、建設工事に関する測量、調査及び設計業務等の業務委託にあつては業務委託費内訳書(様式第7号)を持参し、職員の指示により提出しなければならない。

2 入札参加希望者の代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式第8号)を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第11 入札参加希望者は参加申請書を提出した後、入札の執行が完了するまでは入札を辞退することができる。ただし、各回の入札において、既に入札書を提出した者は辞退することができない。

2 入札の執行前にあつては、入札辞退届(様式第9号)を持参又は入札日の前日までに提出しなければならない。

3 入札の執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出しなければならない。

(入札の無効)

第12 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(開札)

第13 開札は、公告で指定する日時及び場所において、入札の終了後、直ちに入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者又はその代理人以外の立ち会いも認めるものとする。

(落札候補者の決定)

第14 開札の結果、無効とされない入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ岩手中部水道企業団低入札価格調査試行取扱要領(以下「低入札価格調査試行要領」という。)による調査基準価格を下回る価格をもって入札した者がいない場合は、調査基準価格を上回る価格をもって入札した者のうち、最も低い価格の者を落札候補者とする。

- 2 前項の落札候補者が複数となった場合は、直ちにくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きを辞退することはできない。

(入札参加資格確認書類の提出)

第15 落札候補者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、建設工事以外については入札条件により提出するものとする。

- (1) 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第10号）
- (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（建設工事のみ）
- (3) 建設業許可証の写し（建設工事のみ）
- (4) 技術者配置調書（様式第11号）（建設工事のみ）
- (5) 工事施工実績調書（様式第12号）又は業務等履行実績調書（様式第13号）（実績の有無を入札参加資格としている場合のみ）
- (6) その他企業長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第16 開札結果後、落札候補者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

- 2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、速やかにその旨を岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格要件不適格通知書（様式第14号）により通知するものとし、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（同価格入札者が2人以上あるときは、くじにより定めた者。以下「次順位入札者」という。）を落札候補者とみなして、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めたときは、この項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

- 3 開札の結果、無効とされない入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で、かつ調査基準価格を下回る価格をもって入札した者が、最も低い価格の場合は、落札者の決定を保留した上で、低入札価格調査試行要領による調査を実施し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと確認したときは、落札者として決定するものとする。

(落札者の通知)

第17 企業長は、落札者を決定したときは、落札決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

- 2 企業長は前項の規定により落札者と決定された者以外の入札参加希望者に対して、落札者と決定しなかった旨の通知を行うものとする。

- 3 前項の通知は、入札結果の公表をもってこれに代えることができる。

(補則)

第18 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、企業長が別に定める。